

志木市危険ブロック塀等撤去改修補助金交付規程実施要領

(目的)

第1条 この要領は、志木市危険ブロック塀等撤去改修補助金交付規程（以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象工事)

第2条 規程第2条第3号に規定する撤去工事とは、危険ブロック塀を全て撤去するか、道路面や公共施設面からの高さがおおむね60センチメートルを超える部分を全て撤去する工事（危険部分が残存する工事は除く。）をいう。

2 規程第2条第4号に規定する改修工事とは、次に掲げるものとする。

(1) 危険ブロック塀等を全て撤去した後に、軽量素材のフェンス等を設置する工事。

(2) 道路面や公共施設面からの高さがおおむね60センチメートルを超える部分を撤去した後に残存するブロック塀の上に軽量素材のフェンスを設置する工事（残存するブロック塀に20センチメートル以上の根入れがあり、配筋が建築基準法に適合しているものに限る。）。

(3) 危険ブロック塀等を全て撤去した後に、再びブロック塀等を設置する工事（道路面や公共施設面から高さがおおむね60センチメートル以下であり、根入れ深さを20センチメートル以上とした基礎を設けたものに限る。）

(4) 撤去したブロック塀等の代わりに生け垣を設置する工事（志木市生け垣設置奨励金交付要綱（昭和63年志木市告示第22号）第3条各号の基準に適合するものに限る。）。

(補助対象者)

第3条 補助対象者が複数である場合は、代表者を申請者とする。その場合の志木市危険ブロック塀等撤去改修完了計画認定兼補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）には、他の者の同意書を添付するものとする。

2 補助対象者が当該ブロック塀等を管理する者である場合は、申請書に

所有者の同意書を添付するものとする。

3 補助対象者が市外在住者である場合は、申請書に、住民票を添付するものとする。

4 当該ブロック塀等が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）に基づく建築物に付属する塀である場合は、区分所有法第3条に規定する団体を申請者とする。

（補助金の代行請求）

第4条 規程第12条第1項に規定する補助金交付請求の代行にあっては、志木市危険ブロック塀等撤去改修完了報告兼補助金交付請求書（第4号様式）に、次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 戸籍謄本

(2) 分割協議書の写し（相続に伴うものに限る。）

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。